「カードローン"Neoca"」			
ご利用 いただける方	次の条件をすべて満たされる方 ●お借入時年齢が満 25 歳以上、満 55 歳以下の方 ●勤続 2 年以上、前年度税込年収 300 万円以上の給与所得者または会社代表者の方 ※会社代表者の方は、法人の直近の決算が 2 期連続黒字で繰損がなく債務超過で ないことが条件となります。 ※個人事業主・年金受給者・パート・アルバイトの方は、お申込みいただけません。 あらかじめご了承ください。 ●保証会社の保証が得られる方		
お使いみち	●自由(ただし、事業性資金は除きます。)		
貸越極度額	●50 万円以上 500 万円以内(10 万円単位)		
ご契約期間	●1年更新 ※満 63 歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。		
ご融資利率	 ●一般の方:年利 7. 40%(変動金利) ●当行住宅ローンご利用の方(フラット 35、住宅金融支援機構をご利用の方は除きます。) :年利 6.20%(変動金利) [ご融資利率の変更について] この商品は、当行短期プライムレートが変更になった場合に、その変動幅と同じだけご融資利率が上がったり、下がったりする商品です。 新たな利率は、短期プライムレートの変更日の翌月 10 日(銀行休業日の場合は翌営業日となります。)から適用されます。 ※金利等、詳しくは窓口におたずねください。 		
担保·保証人	●不要		
自動貸越 サービス	お客さまのご希望により、自動貸越サービスを付帯することができます。 ※自動貸越サービスとは、返済用普通預金口座による公共料金等の決済で資金が不足する場合に自動融資するものです。ただし、当行貸金の返済資金(当行クレジットカード利用代金含む)および積立性定期預金、積立性投資信託の引落し資金は除きます。なお、自動貸越できる金額は、本カードローンの貸越極度額の未利用額とします。 ※他のカードローンにおいて、返済指定預金口座に本サービスが付帯されている場合は、ご利用できません。		
ご返済日	●毎月 10 日(銀行休業日の場合は翌営業日となります。)		

基準として、次のとおり返済するものとします。なお、貸越残高は、返済日(毎月10日、銀行体業日の場合は受営業日)に前日までの利息・遅延損害金が返済日前日の貸越残高 門末日の貸越残高 当月の返済額 1円以上100万円以下 2万円ただし、返済日前日の賃越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計額が2万円未満の場合は、返済市前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計額が2万円未満の場合は、返済市前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額となります。) 100万円超 300万円以下 5万円 300万円起 8万円 5万円 400万円超 8万円 5万円 50万円超 8万円 50万円 50万円 50万円超 8万円 50万円 50万円超 50万円 50万円超 50万円 50万円 50万円 50万円 50万円 50万円 50万円 50万円		●毎月のご返済:毎月 10 日(銀	行休業日の場合は翌営業日)に前月末日の貸越残高を		
関高に組み入れられます。		基準として、次のとおり返済するものとします。なお、貸越残高は、返済日(毎月 10 日、			
前月末日の貸越残高 3月の返済額 2万円(ただし、返済日前日の貸越残高と利息・遅延 損害金の組入額の合計銀が2万円未満の 場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延 損害金の組入額の合計金額となります。) 100万円超 200万円以下 3万円 200万円超 700万円以下 5万円 300万円超 400万円以下 5万円 300万円 400万円以下 5万円 30万円 400万円以下 5万円 300万円 400万円以下 5万円 30万円 400万円以下 5万円 300万円 400万円以下 5万円 30万円 400万円以下 6万円 400万円以下 6万円 400万円以下 6万円 400万円以下 7万円以上ある場合は返済目前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済を記しり、2万円以上ある場合は当月の返済がな、翌月の返済を担当月の返済を記してより、2万円以上ある場合は当月の返済を記している。 (3)貸越残高が当月の返済額となり、2万円以上ある場合は当月の返済額となります。 (3)貸越残高が自身については、次項目のとおりです。 40時返済・40万世の関連を設定していては、次項目のとおりです。 40時返済・40万世の関連を関係となり、2万円に、次項目のとおりです。 40時返済・40万世の行政を設定していては、次項目のとおりです。 6万部の第45年の日本の対域を開展を超過に応じたじ、第40万世のでは残高ではなく、満63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月を迎えたによりの日末貸越残高に応じたじ、当月の返済額が完済するまで継続するものとします。 ただし、貸越残高が資越限度超速超過前」の金額が完済するまで継続するものとします。 ただし、貸越残高が資越限度超速超過前」の金額が完済するまで継続するものとします。 ただし、投越残高が資越限度超速超過前回金額が完済するまで継続するものとします。 ただし、投越残高に応じたじ、特別永住者証明書、または任民基本の銀行が発達を開きます。 4万円の返済の方式を開きます。 4万円の返済の方式を開きます。 4万円の返済の方式を開きます。 4万円の返済の方式を開きます。 4万円の最近、4万円の対域が開きます。 4万円の最近、4万円の対域が開きます。 4万円の最近、4万円の対域が開きます。 4万円の最近、4万円の対域が開きます。 4万円の最近、4万円の対域が開きます。 4万円の最近、4万円の関係が開きます。 4万円の最近、4万円の関係が開きます。 4万円の最近、4万円の関係が開きます。 4万円の関係が開きます。 4万円の関係が関係を開きます。 4万円の関係が開きます。 4万円の関係を開きます。 4万円の関係を開きます。 4万円の関係を開きます。 4万円の関係を開きます。 4万円の関係を開きます。 4万円の関係を開きます。 4万円の関係を用きます。 4万円の関係を用きます。 4万円の関係を用きます。 4万円の同様の関係					
1 円以上 100 万円以下 担害金の組入額の合計額が 2 万円未満の 場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延 損害金の組入額の合計額が 2 万円未満の 場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延 損害金の組入額の合計金額となります。) 100 万円超 200 万円以下 3 万円 200 万円超 300 万円以下 5 万円 300 万円超 400 万円以下 6 万円 400 万円超 7円以下 6 万円 400 万円超 7円以下 8 万円 ただし、次の①、②、③の場合、返済額は次のとおりとします。①前月末日の貸越残高が無く、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円以上ある場合は当月の返済がなく、翌月の返済をむります。 ②。資越残高が資越限度額を超過・1、700 返済額となります。 ③。資越残高が可能の量が登組過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高が対域限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高で起えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額」が完済まで継続済額を超えた場合は、「資越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の資域疾高に応じた「当月の返済額」が完済まて継続するものとします。 ● 満 63 歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まて継続するものとします。 ● 返済口座届出印 ● ご本人の証明になるもの 運転免許証、バスポート、在留カード(写真付) ● 収入を確認できる資料 所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、まよび経営する法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 ● 毎日の最終残高について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。					
1円以上 100 万円以下		前月末日の貸越残高	当月の返済額		
場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延 損害金の組入額の合計金額となります。) 100 万円超 200 万円以下 3 万円 200 万円超 300 万円以下 5 万円 300 万円超 400 万円以下 6 万円 400 万円超 8 万円 ただし、次の①、②、③の場合、返済額は次のとおりとします。 ①前月末日の貸越残高が無く、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 3 月の返済額となります。 ②返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③賞越残高が貸越限度額経超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越限度超過額が3月の返済額となります。 ※満 63 歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ②満 63 歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ②満 63 歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ②満 63 歳の誕生日の翌々月以降の返済に応じた「当月の返済額が完済表すを継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の賞越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ②返済口座届出印 ○二本人の証明になるもの運転免許証、バスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ・いただくもの ・では、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、近に、			2 万円(ただし、返済日前日の貸越残高と利息・遅延		
場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延 損害金の組入額の合計金額となります。) 100 万円超 200 万円以下 3 万円 200 万円超 400 万円以下 6 万円 400 万円超 8 万円 ただし、次の①、②、③の場合、返済額は次のとおりとします。 ①前月末日の貸越残高が無く、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 3 月の返済額となります。 ②返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③賞越残高が貸越限度額差超過し、かつ超過額が割月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額となります。 ※満 63 歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済・毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ●満 63 歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済・毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ●満 63 歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満 63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満 63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高に応じた「当月の返済額が完済者で継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ・返済口座届出印 ・ご本人の証明になるもの 運転免許証、バスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ・「大人を確認できる資料所得証明書、または住民基本台帳カード(写真付)・「大人を確認できる資料所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 ・●毎日の最終残高について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ・一利金定額リボルビング方式		1 円以上 100 万円以下	損害金の組入額の合計額が2万円未満の		
200 万円超 200 万円以下 3 万円 200 万円超 200 万円以下 5 万円 300 万円超 400 万円以下 5 万円 300 万円超 400 万円以下 6 万円 400 万円超 7 000 万円超 8 万円 ただし、次の①、②、③の場合、返済額は次のとおりとします。①前月末日の貸越残高が無く、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となり、2 万円以上ある場合は当月の返済がなく、翌月の返済ならます。 ②返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高基準の返済額をおります。 ③貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額となります。 ※満63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済: 毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ・ 満63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度超を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度超を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基本の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度超を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基本の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。と日、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表別では、日本の表					
200 万円超 300 万円以下 5 万円 300 万円超 400 万円以下 6 万円 8 万円 400 万円超 400 万円以下 6 万円 8 万円 ただし、次の①、②、③の場合、返済額は次のとおりとします。 ①前月末日の貸越残高が無く、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が2 万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が3月の返済額となり、2 万円以上ある場合は3月の返済がなく、翌月の返済となります。 ②返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ※満 63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済・毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 一満 63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満 63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満 63歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越残産が貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越残産が登城で発養額が開まるものとします。ただし、貸越限産額を超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越限産額を超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越限産額を超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越限産額を超過額」の金額が完済するまで、第 3 歳の誕生月を加入を確認できる資料 では、第 3 歳の誕生月を加入を確認できる資料 では、第 3 歳の誕生月をがよりまたが、 5 万円 1 またいには、 5 万円 1			損害金の組入額の合計金額となります。)		
300 万円起 400 万円以下 8 万円 400 万円起 8 万円 100 万円起 8 万円 ただし、次の①、②、③の場合、返済額は次のとおりとします。 ①前月末日の貸越残高が無く、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が 2 万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となり、2 万円以上ある場合は当月の返済がなく、翌月の返済となります。 ②返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③賞越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額をおります。 ③賞越残高が貸越限度超過額が当月の返済額となります。 ※満63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●満63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●満63歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。 ●満63歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。 ●満63歳の誕生月の翌月別定日の翌日以降が返済値に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。 ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの運転会許証、バスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 ●毎日の最終残高について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ●元利金定額リポルビング方式		100 万円超 200 万円以下	3 万円		
100万円超		200 万円超 300 万円以下	5 万円		
ただし、次の①、②、③の場合、返済額は次のとおりとします。 ①前月末日の貸越残高が無く、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が2万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となり、2万円以上ある場合は当月の返済がなく、翌月の返済となります。 ②返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ※満63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ●満63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●満63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、賃越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●工本人の証明になるもの運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ・収入を確認できる資料 所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算 方法について (付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。		300 万円超 400 万円以下	6 万円		
①前月末日の貸越残高が無く、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が2万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となり、2万円以上ある場合は当月の返済がなく、翌月の返済となります。 ②返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額となります。 ※満63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ●満63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの運転免許証、バスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料所得証明書または、住民税課税決定通知書、またび経営する法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 ●毎日の最終残高について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ●元利金定額リボルビング方式	ご返済方法	400 万円超	8 万円		
①前月末日の貸越残高が無く、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が2万円未満の場合は返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となり、2万円以上ある場合は当月の返済がなく、翌月の返済となります。 ②返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額となります。 ※満63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ●満63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの運転免許証、バスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料所得証明書または、住民税課税決定通知書、またび経営する法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 ●毎日の最終残高について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ●元利金定額リボルビング方式					
の組入額の合計金額が当月の返済額となり、2 万円以上ある場合は当月の返済がなく、翌月の返済となります。 ②返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額となります。 ※満63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済・毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできません。 ●満63歳の誕生月の翌月以降のご返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月の翌月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月の翌月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越残高に応じた「当月の返済額が前月末日の貨越残高とおします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、食財、保証・経験・するものとします。とれて、日本の証明になるもの運転免許証、バスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード、写真付)・収入を確認できる資料所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
の組入額の合計金額が当月の返済額となり、2 万円以上ある場合は当月の返済がなく、翌月の返済となります。 ②返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額となります。 ※満63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済・毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできません。 ●満63歳の誕生月の翌月以降のご返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月の翌月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月の翌月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越残高に応じた「当月の返済額が前月末日の貨越残高とおします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、食財、保証・経験・するものとします。とれて、日本の証明になるもの運転免許証、バスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード、写真付)・収入を確認できる資料所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					
②返済日前日の貨越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が前月末日の 貸越残高基準の返済額未満の場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害 金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返 済額を超えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額となります。 ※満 63 歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ●満 63 歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。 ●満 63 歳の誕生日の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満 63 歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続 するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日 の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料 所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、および経営する 法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 ●毎日の最終残高について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の 約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ●元利金定額リボルビング方式					
貸越残高基準の返済額未満の場合は、返済日前日の貸越残高と利息・遅延損害金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額となります。 ※満 63 歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ●満 63 歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。 ●満 63 歳の誕生日の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満 63 歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 ●毎日の最終残高について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。					
金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③賞越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額となります。 ※満 63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ●満 63歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。 ●満 63歳の誕生月の翌月別降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満 63歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、※会代代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、法よび経営する法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 ●無資利息の計算方法について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。					
金の組入額の合計金額が当月の返済額となります。 ③賞越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額となります。 ※満 63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ●満 63歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。 ●満 63歳の誕生月の翌月別降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満 63歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、※会代代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、法よび経営する法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 ●無資利息の計算方法について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。					
③貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合、貸越限度超過額が当月の返済額となります。 ※満63歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、欠項目のとおりです。 ●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ●満63歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。 ●満63歳の誕生日の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生日を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出即 ●ご本人の証明になるもの運転免許証、バスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、法よび経営する法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算方法について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。					
※満 63 歳の誕生月の翌々月以降のご返済については、次項目のとおりです。 ●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ●満 63 歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。 ●満 63 歳の誕生月の翌月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満 63 歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ・ 一直 の では、					
●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。 ●満63歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。 ●満63歳の誕生日の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満63歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、次会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算方法について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。					
 満 63歳の誕生月の翌月約定日の翌日以降は、新たなお借入はできません。 高 63歳の誕生月の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満 63歳の誕生日を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ○返済口座届出印 ○ご本人の証明になるもの運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ○収入を確認できる資料所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算方法について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ●元利金定額リボルビング方式 					
満 63歳の誕生日の翌々月以降の返済額は、前月末日の貸越残高ではなく、満 63歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算方法について を育りの前日までの日割計算により算出します。 ●元利金定額リボルビング方式		●随時返済:毎月のご返済に加えローンカードでの随時返済もできます。			
高 63 歳の誕生月の翌々月以降のご返済について 歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書、※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算方法について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ●元利金定額リボルビング方式					
の翌々月以降の ご返済について 歳の誕生月を迎えた翌月の月末貸越残高に応じた「当月の返済額」が完済まで継続するものとします。ただし、貸越残高が貸越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ・いただくもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	** •• != •=== !- =				
であるのとします。ただし、資越残高が質越限度額を超過し、かつ超過額が前月末日の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、 または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料 所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書 ※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する 法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算 方法について ・ 一方法について ・ 一方法について ・ 一方法について ・ 一方式を額リボルビング方式					
の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するまで継続するものとします。 ●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料 所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書 ※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する 法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算 方法について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の 約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ●元利金定額リボルビング方式					
●返済口座届出印 ●ご本人の証明になるもの 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、 または住民基本台帳カード(写真付) ●収入を確認できる資料 所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書 ※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する 法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算 方法について の毎年の最終残高について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の 約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ●元利金定額リボルビング方式	ご返済について	で の貸越残高基準の返済額を超えた場合は、「貸越限度超過額」の金額が完済するま			
●ご本人の証明になるもの 運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、 または住民基本台帳カード(写真付) ・ルただくもの ・ 収入を確認できる資料 所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書 ※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する 法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 ・ 融資利息の計算 方法について ・					
運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、または住民基本台帳カード(写真付) いただくもの ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		●返済口座届出印			
ご 用 意 いただくもの ・ 収入を確認できる資料 所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書 ※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する 法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 ・ 融資利息の計算 方法について ・ 方法について ・ 対利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の ・ 約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		●ご本人の証明になるもの			
いただくもの ●収入を確認できる資料 所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書 ※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する 法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算 方法について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の 約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		運転免許証、パスポート、在留カード、特別永住者証明書、			
所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書 ※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する 法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算 方法について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の 約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ・	ご 用 意	または住民基本台帳カード(写真付)			
※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する 法人の直近2期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算 方法について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の 約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 ・	いただくもの				
法人の直近 2 期分の決算報告書が必要です。 融資利息の計算 方法について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の 約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 返済の方式 ●元利金定額リボルビング方式		所得証明書、源泉徴収票、住民税課税決定通知書			
融資利息の計算 方法について を選済日の前日までの日割計算により算出します。 を選済の方式 ●元利金定額リボルビング方式		※会社代表者の方は所得証明書または、住民税課税決定通知書、および経営する			
方法について 約定返済日の前日までの日割計算により算出します。 返済の方式 ●元利金定額リボルビング方式					
返済の方式 ●元利金定額リボルビング方式	融資利息の計算	●毎日の最終残高について、付利単位を100円とし、前月の約定返済日から当月の			
	方法について	約定返済日の前日までの日割計算により算出します。			
保証会社 ●佐銀信用保証株式会社または株式会社オリエントコーポレーション	返済の方式	●元利金定額リボルビング方式			
	保証会社	●佐銀信用保証株式会社または株式会社オリエントコーポレーション			

*詳しくは、最寄の佐賀銀行窓口におたずねください。

令和7年3月現在

₩佐賀銀行